

平成 20 年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成 21 年 8 月
金 融 庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 20 年度における金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

(1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
130 法人	53 法人	38 法人

(注) 法人数は、財務省財務局 (財務支局及び沖縄総合事務局を含む。) 所管の特例民法法人 (金融庁所掌事務に関連する事項を事業の目的とするもの) を含む。

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
38 法人	34 法人	9 法人	23 法人	0 法人

[主な指摘事項と改善措置 (予定を含む)]

(法人運営面)

- ・ 情報セキュリティ管理のための態勢整備が不十分である。(← 規程の整備や監査の実施など適切な管理態勢を整備するよう指導。)

(事業実施面)

- ・ 外部への発注先を公平に選定するための基準・手続等が明文化されていない。(← 基準・手続についての規定を整備するよう指導。)

(財務・会計面)

- ・ 手許現金についての管理が不十分である。(← 内部けん制機能が発揮できる体制を整備するよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成 1 8 年度 ~ 平成 2 0 年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数 / 所管法人数 × 100)
130 法人	130 法人	100 %

(注) 立入検査実施法人数は、平成 1 8 年度 ~ 平成 2 0 年度の 3 年間に立入検査を実施した法人の実数である。

< 連絡先 >

金融庁総務企画局政策課 電話 0 3 - 3 5 0 6 - 6 0 0 0 (内線 3 1 4 8、3 1 4 6)
